

公益法人等に係る消費税の特例～公益法人等の消費税②

(ポイント)

○公益法人に係る消費税に関する特例について理解する。

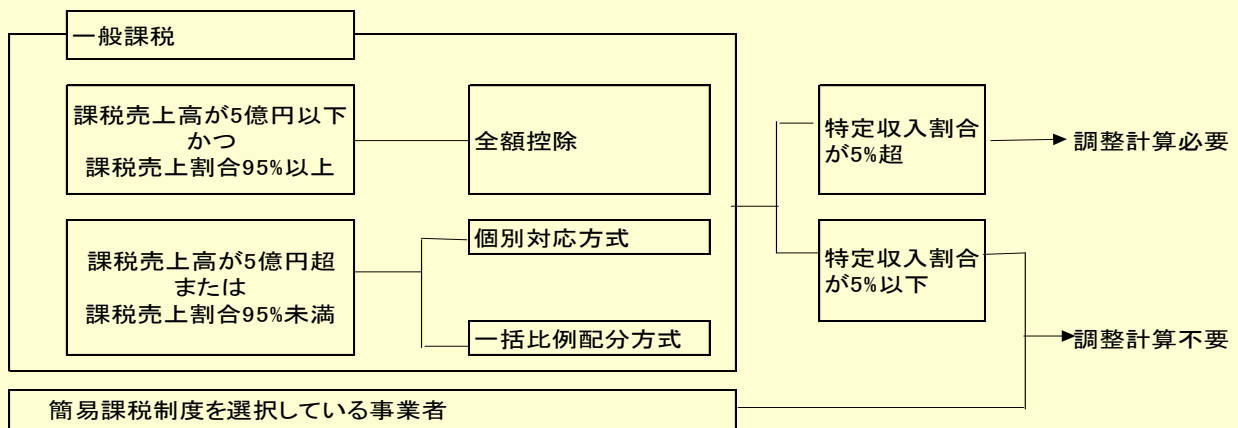
公益法人等に対する消費税の特例

国内において資産の譲渡等を行う限り、国等や公益法人等においても、株式会社等の営利法人と同様に消費税の納税義務がある。しかし、国等や公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから、法令上各種の制約を受けたり、国または地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べて特殊性があることから、消費税法上、特例が設けられている。

(1)仕入税額控除の計算の特例

公益法人等は市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入(以下「特定収入」)を恒常的な財源としている実態がある。このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入等は、課税売上のコストを構成しない、いわば最終消費者的な性格をもつものと考えられる。また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものであることから、対価性のない収入を原資とする課税仕入等に係る税額を消費税の額から控除することには合理性がないと考えられる。このため、公益法人等は、図1、図2のように通常の方法により計算される仕入税額控除につき調整を行い、特定収入により賄われる課税仕入等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとなる。

【図1】特定収入に係る課税仕入等の税額の調整計算の要否



特定収入割合の計算は次の通りである。

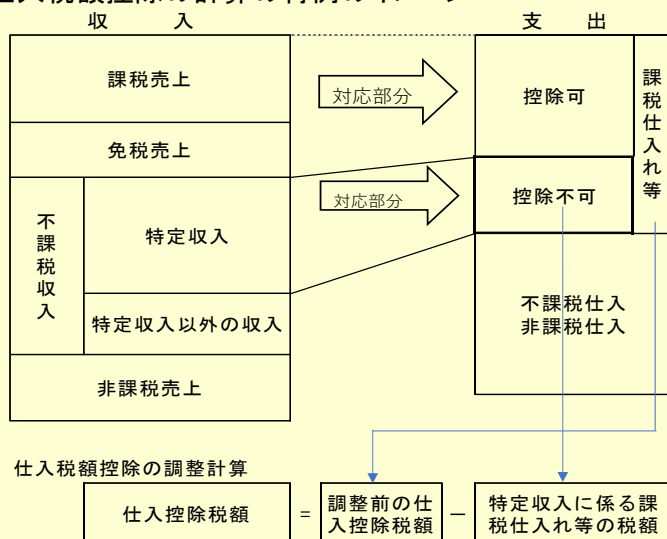
$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の額の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の額の合計額}}$$

(裏面に続く)



公益法人等に係る消費税の特例～公益法人等の消費税②

【図2】 仕入税額控除の計算の特例のイメージ



なお、インボイス制度が始まると、仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れが、計算上、特定収入による仕入控除税額の制限の対象になる。このため、令和4年度税制改正により特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定が整備され、特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合に、国等に報告する文書等により課税仕入れに係る支払対価の額等を明らかにしている場合には、特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額をその明らかにした課税期間の課税仕入等の税額に加算できることとなった。

(2) 消費税の認識時期の特例

一定の承認を受けた公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人)については、売上または仕入を行った時期について、その対価を受け取った時または費用を支払ったとき(現金基準)にすることができる。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<インボイス制度開始にあたって>

令和5年10月からの消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の開始に当たり、令和5年6月27日に各公益法人宛に内閣府、財務省及び国税庁の連名で「令和5年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について(協力依頼)」の文書が公表された。この中で、「インボイス制度の実施に関連した注意事項の公表について」の項目があり、公正取引委員会において、インボイス制度の導入に伴う取引条件を見直しにあたり、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例がみられたことが報告されている。

免税事業者への売上が多い公益法人にとっては、仕入税額控除額が減少することが見込まれ、消費税額に影響を与えることとはなるが、経過措置が講じられてことも考慮し、改めて独占禁止法や下請法違反になっていないか慎重に対応していく必要がある。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。